## 令和6年6月1日より 特殊建築物等の定期報告の電子手続きを開始します!

※建築物・建築設備(昇降機を除く)・防火設備が対象です

☆鹿児島県電子申請共同運営システム(e申請)を利用した 電子手続きが利用できるようになります!

※従来の方法(窓口持参・郵送)でも提出可能です

☆メリット

- ・24時間どこからでも提出が可能になります!
- ・郵送代や来庁の手間が省けます!



手続き方法

ステップ1: 鹿児島県ホームページ内「定期調査報告書・定期検査報告書」にある 様式をダウンロードして調査結果を記載し,報告書を作成



鹿児島県ホームページ ホーム>社会基盤>建築>様式集>建築基準法関係様式>定期調査報告書・定期検査報告書 https://www.pref.kagoshima.jp/ah12/infra/kentiku/yoshiki/kijunyoshiki/teiki.html

ステップ2: 鹿児島県電子申請共同運営システム(e申請)ヘログインして電子申請, 報告書等のアップロード(手順は裏面をご覧ください)

※システム利用には利用者登録(無料)が必要です

ステップ3: 受付されると仮受付完了メールが送付され, 審査が開始されると審査開始メールが送付されます

※内容に不備があった場合は、補正指示を行いますのでご対応お願いします

ステップ4: 審査終了後, 内容に不備がなければ審査完了メールが届きます

※要是正があった場合は、改善通知を郵送しますのでご対応お願いします ※審査完了メールをもって副本の代わりとします



(愛称:KMO『Kagoshima Mirai Ouentai』)

©2023 鹿児島県土木部



① 以下URLより, e申請へアクセス (ネットで「鹿児島県 e申請」と検索しても出てきます)

https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect



※電子申請の際は、容量に限度(20MB未満)がありますので留意してください



